

廃棄物・リサイクル対策部の 諸問題について

平成24年4月

環境省

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理について ①

今回の震災において、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生

- ・ 岩手県：約476万トン（約11年分）
- ・ 宮城県：約1,569万トン（約19年分）
- ・ 福島県：約208万トン（約3年分）
- 3県合計：約2,252万トン（約11年分）

※括弧内は各県において1年で排出される一般廃棄物の量との比較

被災地復興のためには、この災害廃棄物の円滑な処理が必要不可欠

復興施策に関する事業計画及び工程表
(災害廃棄物)(平成23年11月改訂)

- ① 住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物を、平成23年8月末までに仮置場へ概ね移動させる
- ② その他の災害廃棄物を原則として平成24年3月末までに仮置場へ移動させる

※ただし、宮城県石巻市のように、家屋等の解体量が特に多い等の事情を有する自治体については、個別に目標を定め、遅くとも平成25年3月末までに仮置場への移動を完了させる

- ③ 平成26年3月末までに災害廃棄物の処理を終える

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の仮置場への移動													
中間処理・最終処分													

（住民が生活している場所の近くの災害廃棄物）

（その他の災害廃棄物）

一部市町村については個別に目標を定めており、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了

（中間処理・最終処分）

（木くず、コンクリートくずの再生利用）

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理について ②

災害廃棄物処理事業の特例

廃棄物処理法に基づき市町村が行う災害廃棄物の処理事業(県が市から事務委託を受ける場合を含む。)について、特例的措置として、補助率の嵩上げを実施。また、地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%を交付税措置。

災害廃棄物処理特別措置法

- 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号)
→ 災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、以下の内容を定めたもの。
 - ・ 国の責務、費用負担等
 - ・ 国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例
 - ・ 国が講すべきその他の措置(広域的な協力要請、再利用等)

処理支援体制の整備

- 「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」の設置
→ 関係省庁による連携・支援体制等を確保
- 3県(岩手、宮城、福島)における「県災害廃棄物処理対策協議会」の設立
→ 県レベルでの関係者の協力体制を確保
(メンバー: 県、市町村、国の出先機関、関係業界団体等)
- 各自治体及び関係団体に対し、災害廃棄物の処理についての協力を要請
→ 各自治体・関係団体に対し災害廃棄物の処理についての協力を要請、マッチングを図る
- 災害廃棄物の処理に関する人的・技術的支援
→ 専門家による実務的・技術的な支援体制を整備、被災3県に職員・コンサルタントを派遣・常駐、巡回訪問を実施等

指針等の策定

- 廃棄物処理法に係る特例措置
届出期間の短縮、コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場において埋立処分する場合の手続の簡素化、被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例
- 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針の策定(平成23年3月)
- 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)の策定(平成23年5月)
- その他、被災した自動車、家電リサイクル法対象品目、パソコン、アスベストやPCB廃棄物等の有害廃棄物の扱い等について、各自治体に周知

災害廃棄物の広域処理について

平成24年4月23日現在

災害廃棄物の処理については、最大限被災地内で行うことが前提

- 既存の施設を最大限活用、現時点で仮設焼却炉を27基設置(うち5基が既に稼働(岩手県・宮城県))
しかし、被災地における処理能力は依然として不足

平成26年3月までに処理を完了するためには、被災地以外の施設を
活用した災害廃棄物の広域処理が不可欠

広域処理に係る安全性の確保

- 広域処理の対象とする災害廃棄物は放射能濃度が不検出又は微量のものに限定
- 1次仮置場、2次仮置場の段階で分別され、アスベスト等の有害物・危険物は除去

<安全性の周知に関する取組>

- 広域処理の推進に関するガイドラインを取りまとめ、関係都道府県に通知(平成23年10月、11月に改定)
- 積極的広報を展開(ガイドラインのQ & A、広域処理に係る説明資料、パンフレット、映像等の作成や広域処理情報サイトの開設等)

広域処理に係る費用に係る支援

<被災市町村に対する支援>

広域処理は、被災地側の災害廃棄物処理事業として実施されるため、その費用は被災自治体が負担(被災自治体に対する国庫補助等により実質的には国が全額負担)

<受入自治体への追加支援>

- ・地域住民の方々の安心確保対策に要する費用
- ・災害廃棄物の処理費用
- ・施設整備に要する費用

等

受入側の自治体

- 山形県、東京都、青森県及び秋田県で既に本格的な災害廃棄物の受入れを実施
 - 静岡県島田市が試験焼却を経て災害廃棄物の正式な受入れを表明
 - 群馬県吾妻東部衛生施設組合が受入れに向けた試験焼却等を実施
- 災害廃棄物の受入れに向けた検討が着実に進んでいる

国

- 3月16日、23日、30日に内閣総理大臣及び環境大臣から、文書にて自治体に広域処理の協力を要請
- 4月17日の「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」において、要請への回答結果と今後の取組方針をとりまとめ
- 4月23日に環境大臣から岩手県知事、宮城県知事に対し、最優先で広域処理の実現を図る自治体を伝達

岩手県・宮城県

- 災害廃棄物処理の執行計画等の策定
(広域処理希望量)
岩手県: 57万トン
宮城県: 344万トン
- 計画や処理量の見直し、広域処理の具体化

放射性物質汚染対処特措法に基づく放射性物質汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

① 対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物
処理計画の策定

国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の技術基準を適用)

※セシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計値が1kgあたり8,000ベクレルを超える廃棄物

② 指定廃棄物

下水道の汚泥、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査(義務)

左記以外の廃棄物の
調査(任意)

環境大臣に報告

申請

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準以上の廃棄物

国が処理

第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第4回点検結果の概要及び次期見直しに向けた取組

- 循環型社会形成推進基本計画に定められている、我が国におけるものの流れ(物質フロー)に係る指標は、3Rの取組の進展等により、目標に向け順調に推移。
- 他方で、①今後、世界全体で化石系資源や有用金属の資源制約が強まることが予想されること、②東日本大震災を契機として、安全・安心が確保された循環の流れを構築することがより重要となっていることから、これまで進展した循環の量に着目した取組に加え、資源確保や安全・安心の確保等の循環の質に着目した取組を進める必要。

1. 物質フロー指標の進捗状況

物質フロー指標(資源生産性、循環利用率、最終処分量)は順調に推移しており、平成21年度時点で目標を達成しているものもある。その要因としては、3Rの取組の浸透や国民の意識の向上等によるほか、短期的には世界金融危機の影響を受けている可能性もある。

	12年度 【基準年】	21年度(12年度比)	27年度 【目標年】
資源生産性 (万円/㌧)	26.3	40.3 (+53%)	42
循環利用率 (%)	10.0	14.9(+4.9ポイント)	14~15
最終処分量 (百万㌧)	56	19 (▲67%)	23

2. 今後の展開方向(抜粋)

- 貴重な資源を含む小型家電等の使用済製品から、ベースメタル、貴金属、レアメタル等の有用金属の回収を推進するための新たなリサイクル・システムの構築を目指すこと。
- 使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造する水平リサイクルのような高度なリサイクルを定着させることを目指し、技術開発等の取組を進めること。
- 我が国の高い3R技術を地球規模の循環型社会の構築に活かすとともに、我が国の産業・経済に貢献するため、循環分野における環境産業の海外展開を支援すること。
- 循環型社会の形成に向けた取組が低炭素社会・自然共生社会の形成に向けた取組にも資するものとなるよう、バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や廃棄物発電等への活用などこれらの社会との統合的取組を進めること。
- 東日本大震災で生じた廃棄物の中間処理・最終処分について、放射性物質に汚染されたものの安全な処理を確保した上で、できるだけ早期に完了させること。
- 大規模災害時でも円滑に廃棄物の処理を行うことができるよう、平素から、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築、仮置場の確保、災害に耐えうる浄化槽の設置推進等を行うこと。

平成24年度中に第三次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定を行うことを目指して、
今後、循環型社会計画部会においてヒアリングや議論を行う予定。

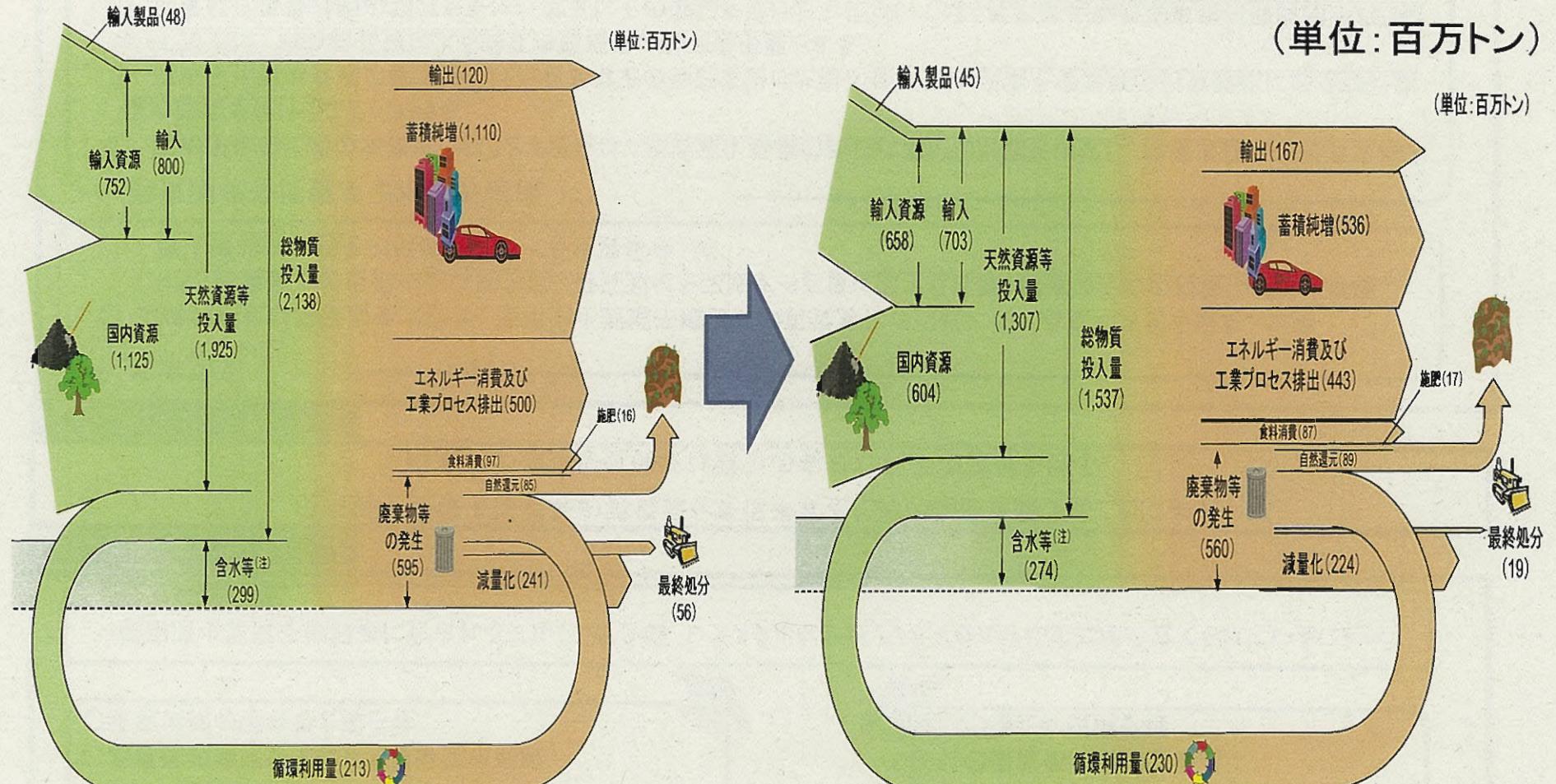
我が国における物質フロー(全体)

平成12年度

平成21年度

(単位:百万トン)

(単位:百万トン)



(注)含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

(注)含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

(注)含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案

法制定の背景

資源制約

- 新興国の需要増大に伴う資源価格高騰
- 資源供給の偏在性と寡占性

環境制約

- 最終処分場の逼迫
- 適正な環境管理

・使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務。

法制定の目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、
廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

法案の内容

基本方針

- 環境大臣及び経済産業大臣が、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を策定、公表
(内容)再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標、促進のための措置に関する事項、
個人情報の保護その他の配慮すべき重要事項 等

再資源化を促進するための措置

- 再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができる。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等による廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者については、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の対象とする。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案

【制度概要】

市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なリサイクルを行うことを約束した者(リサイクルしようとする者で構成される)を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じる制度。

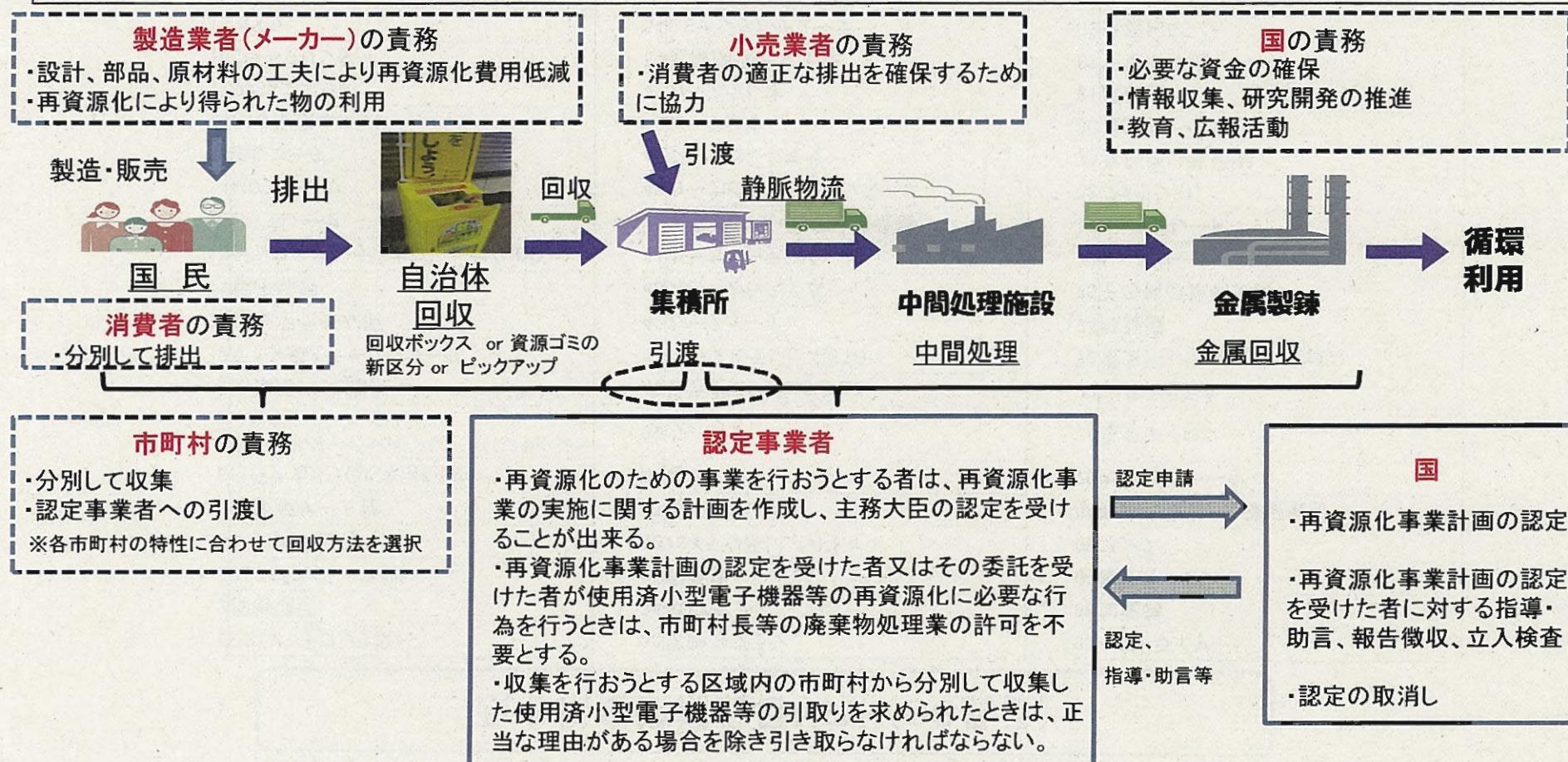
【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定(別紙参照)

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表

(内容)基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報の保護その他配慮すべき事項 等



政令指定候補品目リスト(96品目)

1 PC(ノートブック型)	33 電動歯ブラシ	65 ヘアドライヤー
2 携帯電話	34 ACアダプタ	66 加湿器
3 PC(デスクトップ型)	35 電話機	67 電子キーボード
4 デジタルカメラ	36 ハイテク系トレンドトイ	68 アンプ
5 据置型ゲーム機	37 電子体温計	69 家庭用電気・光線治療器
6 ビデオカメラ(放送用を除く)	38 電卓	70 カーCDプレーヤ
7 デジタルオーディオプレーヤ(フラッシュメモリ)	39 カーMD	71 電気アイロン
8 公衆用PHS端末	40 ビデオプロジェクション	72 DVDビデオ
9 デッキ除くテープレコーダ	41 ケーブルテレビ用STB	73 電気ドリル(電池式も含む)
10 携帯型ゲーム機	42 カーチューナ	74 除湿機
11 電子辞書	43 スピーカーシステム	75 その他の電動工具
12 デジタルオーディオプレーヤ(HDD)	44 カーカラーテレビ	76 トースター
13 CDプレーヤ	45 家庭用磁気・熱療法治療器	77 ホットプレート
14 MDプレーヤ	46 カーナビゲーションシステム	78 ファクシミリ
15 ICレコーダ	47 ジューサーミキサー	79 食器洗い乾燥機
16 ETC車載ユニット	48 カーラジオ	80 電気カーペット
17 VICSユニット	49 カーステレオ	81 扇風機
18 フォトプリンター	50 電磁調理器卓上型	82 空気清浄機
19 カメラ	51 CSデジタルチューナ	83 家庭用ミシン
20 ハンドheldゲーム(ミニ電子ゲーム)	52 電子血圧計	84 ジャーポット
21 プラグ・ジャック	53 BS/CSアンテナ	85 時計
22 補聴器	54 ヘッドホン及びイヤホン	86 電気掃除機
23 地上デジタルチューナ	55 カーアンプ	87 ビデオテープレコーダ(セット)
24 リモコン	56 家庭用医療用物質生成器	88 家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
25 キーボードユニット	57 家庭用生ゴミ処理機	89 換気扇
26 携帯用電気ランプ	58 ステレオセット	90 カースピーカ
27 ゲーム用コントローラ	59 電気かみそり	91 炊飯器
28 カーDVD	60 電気ストーブ	92 モニター(電子計算機用)
29 家庭用吸入器	61 電気のこぎり	93 プリンタ
30 BDレコーダ/プレーヤ	62 電気ギター	94 電子レンジ
31 CS専用アンテナ	63 コーヒーメーカー	95 電球
32 ラジオ放送用受信機	64 プロジェクタ	96 電気照明器具

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 の一部を改正する法律案

法律の概要

- 平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う特定支障除去等事業に対し平成25年3月31日までの間、国が支援措置を講ずるもの。

改正の必要性



- 計画策定時の見込み以上の量の産業廃棄物が確認されたなどの理由から、都道府県等が平成25年3月31日までに特定支障除去等事業を完了させることが困難な事案がある。
- 事案の発覚の遅れ等の事情から、現時点では特定支障除去等事業として国による支援の対象となっているものの、新たに都道府県等が支援対象とすることを希望している事案がある。



- 都道府県等が行う特定支障除去等事業を迅速かつ着実に完了させるため、平成25年以降も引き続き支援措置が必要。

改正内容（案）



- (1) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)の有効期限(平成25年3月31日)を平成35年3月31日まで延長する。
- (2) 環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本方針を定めることとする。
- (3) 都道府県等は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する実施計画について、平成25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならないこととする。

